

**岩見沢市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則  
の一部を改正する規則の概要**

**第1 改正の趣旨**

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

**第2 改正の内容**

同法の題名の改正及び条の繰上げに伴い、同法の引用規定の整理を行う。

**第3 施行期日**

令和7年4月1日

## 岩見沢市規則第 9 号

岩見沢市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則 の一部を改正する規則

岩見沢市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「向上」の次に「等」を加え、「第 35 条」を「第 30 条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。